

## 社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会 マイクロバス貸出要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、刈羽村における地域及び社会福祉活動の活性化を図るとともに、地域・在宅福祉の増進を図ることを目的として、社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会（以下「当会」という。）が所有するマイクロバス（以下「車両」という。）を貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

なお、貸し出す車両は日野自動車 リエッセ（28人乗り）とする。

ただし、貸し出しは、当会の事業等が計画されていない場合に限るものとする。

### (利用の範囲)

第2条 車両の貸出の範囲は次のとおりとする。

- (1) 社会福祉協議会が実施する事業
- (2) 刈羽村老人クラブ連合会
- (3) 刈羽村遺族会
- (4) 刈羽村精神障害者家族会（翠光会）
- (5) 刈羽村手をつなぐ育成会
- (6) 刈羽村母子寡婦福祉会（ひまわり会）
- (7) 刈羽村身体障害者福祉協会
- (8) 刈羽村福祉ボランティア友の会
- (9) その他、会長が特に必要と認めた場合

### (利用の申請)

第3条 車両を利用しようとする者は、次の各号に掲げる書類を当会に提出し、利用の承認を受けなければならない。

- (1) 車両使用申請書（様式第1号）
- (2) 運転者の運転免許証の写し
- (3) 車両運転経歴確認書（様式第2号）

2 前項の規定による申請の受付期間は、利用しようとする日の概ね3ヵ月前から2週間前までとする。ただし、予約に空きがある場合はこの限りでない。

### (利用の承認)

第4条 当会は、前条第1項の規定による申請書が提出されたときは、提出された日から1週間以内に内容を審査し、適当と認めた場合は車両使用許可書（様式第3号）を交付する。

(利用期間等)

第5条 車両の利用期間は最大で3日間とする。また、車両の貸し出し及び返却は、当会営業日の午前8時30分から午後5時30分までの間に行うものとする。ただし、当会が認めた場合はその限りでない。

(利用の承認の取消し等)

第6条 当会は、次のいずれかに該当するときは、その利用の承認を取り消し、又は制限をすることができる。

- (1) 利用者が、偽りその他不正の手段により利用の承認を受けたとき
- (2) 車両の故障等により利用に支障があるとき
- (3) 当会の用務・事業並びに災害等により緊急且つやむを得ない事由により車両を当会が使用するとき
- (4) その他これらに準ずる事態が生じたとき

(利用料)

第7条 車両の利用料は、無料とする。

2 有料道路、駐車料、燃料費等の経費は利用者の負担とする。

(運転者)

第8条 利用者は、その責任において運転者を確保するものとする。

2 前項の運転者は、次の要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 道路交通法第85条に規定する車両の運転に必要な免許を取得後1年以上経過していること
- (2) 車両を運転する者の年齢は、75歳に達した最初の3月31日までの者とする。
- (3) 道路交通法の規定による運転免許の効力の停止を受けていないこと
- (4) 当会の車両を運転して事故を起こした者は、当該事故を起こした日から2年以上経過していること

3 1日500kmを超える距離を走行する場合は2人以上の運転者を確保するものとする。

4 一泊二日等でバスを利用する場合は、二日目の運転前に11時間の休息を確保すること。また、日をまたいで(夜間)運転する場合には2人以上の運転手を確保すること。

5 運転者は、連続して2時間以上の運転をしてはならない。運転開始後2時間以内又は2時間経過直後に15分以上の休憩を確保しなければならない。

(運転の開始直前)

第9条 利用者及び運転者は、運転の開始直前に次の各号により車両の安全点検及びアルコ

ールのチェックを行うものとする。

- (1) 日常点検表・運転日誌に従い、車両の点検を行う。
- (2) アルコールチェッカーを用いてアルコールのチェックを行う。
- (3) エンジンを始動後、ドライブレコーダーが作動していることを確認する。

(車両の返却)

第10条 利用者は、車両及び車両の鍵を返却するときは次の各号を行わなければならない。

- (1) 日常点検表・運転日誌の記録・提出
- (2) 車体及び車内の清掃
- (3) 使用した燃料の補給(ガソリンスタンド自動給油機が自動で止まることで、満タンを確認するものとする。)

2 なお、当会が事務局を持つ団体及びその下部団体が刈羽村福祉センターを目的地として車両を使用する場合には、当会会長は前項第3号を免除することができる。

(譲渡等の禁止等)

第11条 利用者は、車両の利用の権利を転貸してはならない。

(事故等による損害賠償)

第12条 車両の利用中に発生した事故に対する補償は、当会が加入している自動車保険の範囲とする。

- 2 当会が加入している自動車保険で補償した場合、自動車保険の等級が下がり掛金が上がることから、3年間分の差額相当額(約240,000円)を当会に収めるものとする。
- 3 自動車保険の補償額を超えて賠償が生じたときは利用者がこれを補填しなければならない。
- 4 事故による修理代等や、前項に掲げる自動車保険の補償の対象とならない損害賠償等一切の責任は、すべて利用者の負担とする。また、事故等に関する示談等は、当会の承諾を得た上で、利用者が責任をもって必要な対処をすることとする。

(事故報告等)

第13条 利用者は、車両を破損し、又は滅失したときは、直ちにその状況を当会に連絡し指示を受けるとともに、帰着後直ちに事故報告書を当会に提出しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年8月20日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成29年9月20日から施行する。
- 4 この要綱は、平成30年3月12日から施行する。
- 5 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。